

## 背景及び経緯

- 瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法第3条に基づき政府が策定する、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（以下「基本計画」という。）であり、計画は昭和53年に閣議決定により決定され、以降、平成6年に一部変更、平成12年に全部変更が行われている。
- 基本計画は平成12年12月の変更から10年以上が経過し、生物多様性の向上等の新たな課題が出てきたことから、中央環境審議会において、平成24年10月に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の答申が出された。
- 平成25年4月、中環審水環境部会に「瀬戸内海環境保全小委員会」が設置され、7月以降、昨年の答申を踏まえ、基本計画の変更について審議を行っているところであり、平成26年夏頃を目途に基本計画の変更を閣議決定予定。

## 答申の概要

瀬戸内海の  
3つの価値

「庭」

景観、憩いの場、  
生物生息場

「畑」

高い生物生産性

「道」

ヒトとモノが行き  
交う海の道

## 今後の目指すべき将来像

豊かな生態系サービスを将来にわたり享受し、生物が生息していけるよう  
**3つの多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」**  
湾・灘等の規模で海域の状況や特性に応じた「豊かな海」

豊かな瀬戸内海の  
望ましいイメージ  
美しい海  
多様な生物が  
生息できる海  
賑わいのある海

答申を踏まえて

## 現行基本計画からの変更の主なポイント

現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、**計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検**を行うことを明確化  
「豊かな瀬戸内海」という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ**「沿岸域環境の保全・再生・創出」**を新たに目標立てし、今後の施策の方向性の明確化  
水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、**地域性や季節性に合った水質の管理が重要**であるため、水質保全の目標に**管理の観点を追加**  
生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、**「持続可能な水産資源管理」**の推進を新たに目標立てし、今後の施策の方向性の明確化

## 現行基本計画

水質の保全

自然景観の  
保全

変更

## 基本計画(案)

沿岸域環境の  
保全・再生・創出

- 底質改善対策・窪地対策の推進
- 環境配慮型構造物の採用  
の観点を新たに追加

水質の保全・管理

自然景観・文化的  
景観の保全

- エコツーリズムの推進  
の観点を新たに追加

持続可能な水産  
資源管理の推進等

- 森・里・川・海のつながりに配慮した地域における里海づくり
- 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入  
の観点を追加